

愛犬と幸せに暮らすために

義務

飼い犬の登録(30日以内)

犬を飼い始めたら、30日以内の登録が必要です。

▶マイクロチップが装着された犬

「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」への登録または、飼い主の変更申請をしてください。



マイクロチップって？

- ▶数字で登録情報を記録する電子標識器具
- ▶登録した飼い主の情報を照合できる
- ▶4年6月以降に販売された犬や猫には、装着されている



▶マイクロチップが装着されていない犬

区へ登録の手続きをしてください(登録手数料は3000円)。登録すると交付される「鑑札」を、首輪などに装着します。

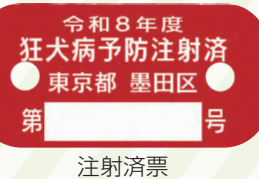


区HPもご覧ください

義務

年1回の狂犬病予防注射と「注射済票」の装着

飼い犬には、狂犬病予防注射を年に1回受けさせる必要があります。今年まだ受けさせていない場合は、早めに動物病院で済ませてください。また、接種後は問合先(5面下部参照)へ届け出て、交付される「注射済票」を首輪など見えるところに装着します(発行手数料は550円)。



狂犬病って？

狂犬病は、感染した犬やその犬に咬まれて感染した動物から咬まれることで、人にも感染します。現在でも治療法はなく、人も動物も発症するとほぼ100%死亡します。世界では毎年約6万人が亡くなっており、国際的な往来が日常となった現代では、どの国でも安心できません。



狂犬病予防注射のルールが変わります

変更点1 9年3月2日以降は、3月2日～31日に接種を受けた場合に交付される注射済票の年度の取り扱いが下図のとおり変わります。これにより、**予防注射を接種した時期と交付される注射済票の年度がそろようになります。**

■交付される注射済票

接種日	1月	2月	3月1日	3月2日～31日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
7年			令和6年度注射済票		令和7年度注射済票(7年3月2日～8年3月1日に接種)								
8年					令和8年度注射済票(8年3月2日～9年3月31日に接種)								
9年					令和9年度注射済票(9年4月1日～10年3月31日に接種)								
10年					令和10年度注射済票(10年4月1日～11年3月31日に接種)								

変更点2 これまで、1年のうち原則として4月1日～6月30日に接種を受けることとされていましたが、令和9年度から法令改正により、1年を通して接種を受けられるようになります。

責任

散歩のときの排泄管理・処理

ペットシートを持ち歩いたり、ペット用おむつを付けたりすることも有効



ふんを必ず拾い、家に持ち帰る



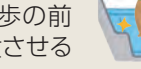
電柱などにした尿は十分な水で流す



ふんを拾う道具や袋、水を持ち歩く



スッキリ



なるべく、散歩の前に自宅排泄させる

注目

隅田公園(向島1-3)内のドッグパーク

現在、隅田公園内に「すみだドッグパーク」を設置しています。利用いただき、ぜひご意見をお寄せください。なお、利用にはスマートフォンアプリによる登録が必要です。施設や登録等の詳細は区HPをご覧ください。

【問合せ】公園課計画調整担当
☎5608-6291



ここならノーリードOK!

ペットの防災対策もしっかりと

災害発生時のペットの避難先を考えておく

災害発生時、区内全ての指定避難所ではペットを連れて避難する「同行避難」が可能です。ただし、大型動物や危険動物、特別な管理が必要な動物は、受入れができません。一時的な預かり先を見付けておくことも大切です。



区の指定避難所には「動物避難所(ペット用スペース)設営キット」を配備しています

ペット同行避難者同士で声を掛け、協力して開設します。

設営キットの内容は…

ブルーシートやベン、テープ等の事務用品や清掃用品



※ 餌は設営キットに含まれません。災害時にはペット用品も手に入りにくくなるため、右下のチェックリストを参考に、日頃から準備しましょう。

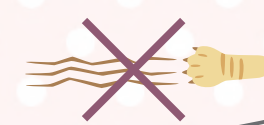
はぐれたときのために身元表示をしておく

ペットには連絡先を書いた迷子札を付けて身元表示をしましょう。マイクロチップ(詳細は4面を参照)を装着している場合は、最新の飼い主情報になっているか確認しましょう。



適切なしつけをする

避難所では様々な人と共同生活を送ります。周囲の人に迷惑が掛からないよう、日頃からしつけをしましょう。



ペットの防災用品

- ☐ キャリーケース、ケージ(おり) 避難所でのペットハウスになります
- ☐ 首輪、引き綱(リード)、ハーネス
- ☐ 最低5日分(できれば7日分)のペット用の餌と水
- ☐ 食器や水入れボウル
- ☐ トイレ用品(ふん取り袋、ペットシートや猫砂)
- ☐ 常備薬や救急用品
- ☐ 飼い主と一緒に映ったペットの写真 はぐれてしまったときに役立ちます



動物たちの写真展

- とき** 9月14日(月)～25日(金)の午前9時～午後5時 *初日は正午～、最終日は正午まで
- ところ** すみだ保健子育て総合センター(横川5-7-4)
- 申込み** 期間中、直接会場へ *展示写真は区HPでも閲覧可 *期間中、区HPで展示写真の人気投票を実施(投票結果は後日、区HPと問合せ先で発表)



すみだまつり 猫よろず相談所

- とき** 10月3日(土)・4日(日)午後1時～3時
- ところ** 錦糸公園(錦糸4-15-1)内の保健所ブース
- 内容** 東京都動物愛護推進員に猫に関する事を相談する *クイズに答えた方は記念品を進呈



しつけ方教室

- とき** 11月29日(日)午後1時半～4時
- ところ** 区役所会議室131(13階)
- テーマ** ▶防災に必要な犬のしつけ
▶今日から動けるペットの防災・減災のために知る備え
- 講師** 水越美奈氏(日本獣医生命科学大学獣医学部獣医保健看護学科教授)

*申込み等の詳細は後日、本紙に掲載



参加無料!

これから始まる 様々な催し

【問合せ】生活衛生課生活環境係(横川5-7-4すみだ保健子育て総合センター2階) ☎5608-6939